

会 議 録

会議の名称	第39回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和2年9月16日(水) 13時30分から15時40分まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員；弁護士、警察OB、大学教授 事務局：総務部長、 (契約検査室) 検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、合計7名
会議の議題	1. 議案審議 (1) 入札・契約手続きの運用状況について (2) 入札方法別抽出工事案件審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和元年12月1日から令和2年7月31日までの工事等入札案件) 2. その他 (1) 指名停止と再苦情処理の状況について (2) 報告 3. 和泉市入札等監視委員会規則第6条に基づく書類の回議による議事の範囲及び審議等について
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続きの運用状況について報告、入札方法別抽出工事案件議案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議非公開 令和2年5月13日13時30分～開催予定であった前回会議(第38回)が、新型コロナウイルス感染防止に係る緊急事態宣言発令により、中止したことから、前回の議案審議を合わせて行った。

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 議案審議

(1) 入札・契約手続の運用状況について

- ① 市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について
- ② 和泉市建設工事請負業者指名委員会規則の一部改正について
- ③ 和泉市低入札価格調査の実施に伴う失格基準価格設定要綱の一部改正について
- ④ 公募型指名競争入札における準市内業者の年間受注件数について
- ⑤ 令和2・3年度入札参加資格審査申請の受付・登録状況及び建設工事業者の格付状況  
・令和2年度の工種・等級ごとの発注区分となる設計金額の説明

委員～市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について、変更契約に係る金額の上限が1,500万円から5,000万円に引き上げられた理由は。

事務局～議会の議決を経た請負契約に変更が生じた場合も議会の議決が必要となる。

しかし、簡易な変更で議会の議決を必要とすると工事期間等が大幅に延長されることから、条例により契約金額の10分の1の額以内（ただし、上限あり）の金額の変更契約については、市長が専決処分できるとされている。

今回の改正は、昨今の大型工事案件発注に係る円滑な施工の観点から、変更契約に係る金額の上限が引き上げられたものである。

委員～議会の議決を経た請負契約に変更が生じ、市長の専決処分により変更契約を行った場合、議会への報告は事後になるのか。

事務局～変更契約締結後、直近の議会で報告している。

(2) 入札方法別抽出工事案件審議

事務局～令和元年12月1日から令和2年7月31日まで（88件）の委員抽出案件（18件）について説明

・制限付一般競争入札案件

事務局～この期間での発注はなかった。

・公募型指名競争入札案件（24件のうち、6件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ① いしたちはら公園管理工事（R1-1）
- ② 黒鳥山公園照明設備整備工事（R1-1）
- ③ 下宮2-37号線管布設工事その5

- ④ 和泉市総合スポーツセンター防球ネット改修工事
- ⑤ 市営住宅空き家改修工事
- ⑥ 黒鳥山公園整備工事（R2-1）

委員～全案件の落札率が90%前後になっている理由について説明願う。

事務局～本市は、最低制限価格の算出方法について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルを採用し、要綱で規定している。

平成31年3月に同モデルが改正され、最低制限価格の算出方法が引き上げられ同価格が90%前後となったことが要因と考える。

委員～最低制限価格以下の応札額で落札者とすることはできないのか。

事務局～最低制限価格は公共工事の品質確保やダンピング受注の防止のために設定されており、最低制限価格を下回る金額の応札は失格としている。

その中で、地方自治法施行令第167条の10に基づく低入札価格調査方式については、最低制限価格と同じ方法で算出された調査基準価格を下回る金額の応札があった場合、低入札価格調査を実施し、審査の結果、契約内容について適正に履行可能と判断された場合は落札者とするものであるが、低入札価格調査には、発注に要する事務日数等が増大することから、本市では、総合評価落札方式のみ採用している。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

#### ・指名競争入札案件（53件のうち、8件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ① 坪井町配水管添架工事（復元）
- ② 和泉市立市民体育館受変電設備改修工事
- ③ 伏屋町三丁目緊急連絡管設置工事
- ④ 道の駅いずみ山愛の里他2施設新築工事設計業務
- ⑤ 和泉市立中学校外1園体育館空調設備整備工事設計業務
- ⑥ 久井5-38号線外実施設計業務委託
- ⑦ 和泉市上下水道部庁舎外壁他改修工事
- ⑧ 平井2-30号線外実施設計業務委託

委員～②について、すべての入札参加者が予定価格で応札し、落札率が100%となっているが、どのような事由が考えられるか。

事務局～本件は12月に発注された案件であり、年末から年度末にかけては繁忙期であるため業者の手持ち案件が多く、技術者の配置や作業員の確保等が困難であることから応札価格が高くなったと考える。

委員～業務委託の入札において、事前辞退の業者が多いが、新型コロナウイルス感染症の影響があったのか。

事務局～④及び⑤が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令期間の発注案件になるが、そのことを事由とした辞退届がなかったことから、影響はなかったと

考える。

委員～今後、新型コロナウイルス感染症等が感染拡大した場合、どのような対策を講じていくのか。

事務局～現在、状況に応じた段階的な発注方法等を検討、協議し、マニュアルを作成しており、作成後は庁内に通知する。

委員～緊急事態宣言中の入札について、どのような感染予防対策を講じていたのか。

事務局～原則、発注時期等の見直しを行ったが、やむを得ず発注した案件については、入札参加者に手洗い、手指の消毒、マスクの着用等を依頼し、入札室等の消毒、3密対策など、可能な限りの対策を講じて入札を実施した。

委員～郵便入札時の抽選方法について説明願う。

事務局～抽選方法については、和泉市くじによる落札者の決定手続の特例に関する事務処理要領に基づき、回転式抽選機で行い、初めに排出された球に記載されている番号が付番された入札参加者を落札者とする。

委員～入札参加者の付番方法について説明願う。

事務局～本市では、FAX送信で指名業者に入札案件を通知した上で、FAX受信確認の返信を依頼しており、このFAX受信確認の返信順で付番している。

委員～抽選をする人について説明願う。

事務局～入札立会人の内1人が回転式抽選機を操作し球の排出を行う。

委員～事前辞退と札辞退について説明願う。

事務局～入札までに辞退届が提出された場合は事前辞退、入札時に入札書により辞退した場合が札辞退としている。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

#### ・ 随意契約案件（11件のうち、4件）

- ① 温水プール熱交換器等緊急改修工事
- ② 松尾寺町地内側溝改修工事
- ③ 北信太駅前自由通路等測量調査・設計業務委託
- ④ 黒石町水路改修工事

委員～随意契約とすることで契約金額が高くなることはないのか。

事務局～発注にあたっては積算基準に基づき設計を行っており、設計金額内で契約締結されていることから、契約方式を問わず適正金額で契約されていると考える。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

## 2. その他

### （1）指名停止と再苦情処理の状況について

- ・ 指名停止業者 1者
- ・ 苦情処理案件 該当無し

委員～悪質な事由による指名停止期間について説明願う。

事務局～悪質な事由であることが明らかであるときは、指名停止期間を2倍に変更することができる。

## (2) 報告

- 住民訴訟について、前回委員会（1月15日）以降の動きについて報告。
  - ・第13回口頭弁論（2月14日）
  - ・原告のすべての訴えを棄却する判決（6月25日）
  - ・原告による控訴（7月3日）

## 3. 和泉市入札等監視委員会規則第6条に基づく書類の回議による議事の範囲及び審議等について

委員長～和泉市入札等監視委員会規則第6条第4号に「緊急やむを得ない事由により、会議を開くことができない場合は、委員長は、書類の回議をもって議事を決することができる。」と規定されているが、事務運用の取り決めがないことから、今後

に備えて、書類の回議をもって議事を決する場合の手法等について、意見を願う。

委員～原則として、会議を開催することが前提であることから、長期に渡り会議が開催できない場合を除いて、延期して会議を開催するべき。

委員～リモートによる会議の開催をできないか。

事務局～現在の本市の状況では困難と考える。

委員～年度内に3回開催（5月、9月、1月）することから、延期して開催する場合は、概ね1ヶ月の範囲内で開催するべき。

委員長～延期した会議が概ね1ヶ月の範囲内で開催できない場合や長期に渡り会議ができない場合は、書類の回議により会議の開催とする。

次に書類の回議の範囲及び方法について、事務局案を説明願う。

事務局～書類の回議の範囲については、入札方法別抽出工事案件審議とし、入札・契約の

手続の運用状況の報告及び再苦情処理については、直後の会議で報告とする。

続いて、回議の方法については、郵便又はメールとする。

事務局から資料配付させていただき、内容確認後の質疑回答をもって、承認いただいたものとする。

なお、資料配付から質問、質問から回答までの期間については、それぞれ、2週間程度を見込んでいます。

委員長～事務局案についてご意見、ご質問を願う。

委員～書類の回議で議事を行うと考えた場合、適当であると考えます。

委員～会議録の公表については、どのように考えているのか。

事務局～これまでと同様と考えています。

委員長～書類の回議の範囲及び方法については、事務局案を採択する。

以上